平成１９年１２月第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目　　次

招集告示……1
会　　期……1
応招議員・不応招議員……2

１２月１７日（月）　○議事日程……3
○出席議員・欠席議員……4
○説明のための出席者……4
○事務局職員出席者……4
○開会及び開議の宣告……5
○議長のあいさつ……5
○管理者のあいさつ……5
○議事日程の報告……6
○日程第１、会議録署名議員の指名……6
○日程第２、会期の決定……6
○日程第３、諸報告……6
○日程第４、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件（議案第１２号）……7
○日程第５、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第１３号）……7
○日程第６、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第１４号）……9
○日程第７、一般質問……１０
○議長のあいさつ……１２
○管理者のあいさつ……１２
○閉会の宣告……１２

○　招　集　告　示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第２９号

平成１９年１２月第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成１９年１１月１９日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者　　伊　利　　仁

記

１　期　　日　　平成１９年１２月１７日

２　場　　所　　坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会　　期

平成１９年１２月１７日　１日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１２名）

１番	藤	原	建	志	議員	２番	齊	藤	芳	久	議員
３番	加	藤	則	夫	議員	４番	中	島	信	夫	議員
５番	山	中	基	充	議員	６番	大	山		茂	議員
７番	宮	﨑	弘	子	議員	８番	森	田	精	一	議員
９番	長	峰	保	男	議員	１０番	神	田	久	純	議員
１１番	滑	川	光	彌	議員	１２番	桜	井	邦	男	議員

不応招議員（なし）

平成１９年１２月第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会　第１日

平成１９年１２月１７日（月曜日）

○議事日程（第１号）

日程第　１　会議録署名議員の指名について

日程第　２　会期の決定について

日程第　３　諸報告

⑴現金出納検査の結果について（監査報告第４号）

⑵平成１９年度定期監査の結果について（監査報告第５号）

⑶議事説明者について

日程第　４　議案第１２号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

日程第　５　議案第１３号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第　６　議案第１４号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第　７　一般質問

午前１０時開会

出席議員（１２名）

１番	藤	原	建	志	議員	２番	齊	藤	芳	久	議員
３番	加	藤	則	夫	議員	４番	中	島	信	夫	議員
５番	山	中	基	充	議員	６番	大	山		茂	議員
７番	宮	﨑	弘	子	議員	８番	森	田	精	一	議員
９番	長	峰	保	男	議員	１０番	神	田	久	純	議員
１１番	滑	川	光	彌	議員	１２番	桜	井	邦	男	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	伊	利		仁	副管理者	藤	縄	善	朗
監査委員	村	田	悦	朗	会計管理者	市	川		守
事務局長	田	中	浅	男	事務局次長	金	子	久	夫
事務局次長	柳	沢		弘	事務局次長	中	河		渡
総務課長	新	井	邦	男	業務課長	吉	田	文	夫
建設課長	杉	田	泰	明	管理課長	森	田	進	一
水処理センター所長	栗	原	茂	夫					

事務局職員出席者

書記	新	井	正	美	書記	宇	津	木	優	明
書記	岸		俊	之					

◎開会及び開議の宣告　（午前１０時００分）

○**中島信夫議長**　現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成19年12月第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議長のあいさつ

○**中島信夫議長**　開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆さん、おはようございます。平成19年12月第４回定例会のご案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、年末の何かとお忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第でございます。

本日提案されております議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件のほか２件であります。何とぞ慎重審議をいただきますとともに、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げまして、あいさつといたします。

◇

◎管理者のあいさつ

○**中島信夫議長**　管理者にごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○**伊利　仁管理者**　議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに平成19年12月第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、師走の極めてご多用の中、ご健勝にてご出席を賜りまして、ここに議会の成立を見ることができましたことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、本年度も第３・四半期を終えようといたしておりますが、引き続き普及率向上に向け、面整備工事を行い、鋭意努力をいたしているところであります。また、平成17年度より３カ年にわたり進めてまいりました石井水処理センター処理施設増設工事並びに大谷川雨水ポンプ場建設工事につきましても、来年３月の完成に向け、順調に進捗をいたしているところでございまして、ひとえに議員各位のご指導、ご協力のたまものであり、心から御礼を申し上げます。

本日、ご提案申し上げます議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件のほか２件でございますが、いずれも本組合運営上重要な案件でございます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますように心からお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。よろしくお願い申し上げます。

◇

◎議事日程の報告

○**中島信夫議長**　本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名

○**中島信夫議長**　ただいまから本日の議事に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

３番　　加　藤　則　夫　議員

５番　　山　中　基　充　議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○**中島信夫議長**　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日１日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○**中島信夫議長**　ご異議なしと認めます。

よって、平成19年12月第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日１日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

○**中島信夫議長**　日程第３、諸報告をいたします。

監査委員から、８月から10月分に係る現金出納検査結果の報告及び平成19年度定期監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

◇

◎議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**中島信夫議長**　日程第４、議案第12号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○**伊利　仁管理者**　ただいま議題となっております議案第12号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について提案の理由を申し上げます。

現下の厳しい社会経済情勢と諸般の事情を勘案しつつ、職員の給与改定に準じ、議会の議員、管理者及び副管理者の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、期末手当の総支給割合を4.5月分に改正いたしたく、本案を提案した次第であります。

なお、実施時期といたしましては、公布の日から施行とするものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○**中島信夫議長**　これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○**中島信夫議長**　質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○**中島信夫議長**　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○**中島信夫議長**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**中島信夫議長**　日程第５、議案第13号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○**伊利　仁管理者**　ただいま議題となっております議案第13号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について提案の理由を申し上げます。

人事院は、去る８月８日に国会及び内閣に対し、民間給与との格差を埋めるため、初任給を中心に若年層に限定した月例給の引き上げ、扶養手当について、少子化対策の推進に配慮し、子等に係る支給月額を

500円の引き上げ、勤勉手当について民間の支給割合に見合うよう0.05月引き上げる等の勧告を行いました。これを受けて政府は、10月30日に一部を除き勧告どおりに改定することを閣議決定し、11月26日に給与関係の改正法律が国会において可決、成立をしております。

本組合におきましては、構成市等の厳しい財政状況を踏まえ、慎重に検討いたしましたところ、従来どおり人事院勧告を尊重するとともに、基本的には国、県及び構成市に準じて実施いたしたく、本案を提案した次第であります。

内容について申し上げますと、国家公務員に準じた給料表の改定、扶養手当及び勤勉手当の引き上げを行うことといたしました。また、地域手当については、現在の支給割合である７％を段階的に引き下げることとし、平成22年度までに国の基準である３％に改定することとしました。

なお、実施時期といたしましては、本年４月にさかのぼって施行することとし、第２条の地域手当及び次年度以降の勤勉手当の改正につきましては、平成20年４月１日から施行するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○**中島信夫議長**　これより質疑に入ります。

５番、山中基充議員。

○**５番（山中基充議員）**　５番、山中基充です。議案第13号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件に関しまして、質疑をさせていただきます。

今回８月に示されました人事院勧告にのっとりまして、それに伴っての給与改定ということは理解をしております。その上で、この地域的なものもありますけれども、地域手当を調整をするということで、そこら辺は人事院勧告と多少違うということも理解をしておりますけれども、今回のこの改定による影響ということについて人数等お示しをいただきたいと思います。

○**中島信夫議長**　新井総務課長、答弁。

○**新井邦男総務課長**　お答えいたします。

給与改定に伴う対象者でございますが、３名ございます。

以上です。

○**中島信夫議長**　５番、山中基充議員。

○**５番（山中基充議員）**　山中基充でございます。再質疑を行わせていただきます。

今回、特にこういうのも初めて見ましたけれども、月給を上げるということも若年層のみということで、人事院勧告が出ておりまして、この場合、対照表を見せていただいているのですけれども、この一部、１級に関しては60号まで、２級に関しては36号まで、３級に関しては16号までが多分改正の対象だというふうになっておりまして、表をゆっくり見なくてはなかなか出ないので、例えばこういった場合にはここまでが対象というようにアンダーラインを引くなりして、ここをちょっとわかりやすくしていただく工夫をされたらということで、こちらは要望で結構です。

以上です。

○**中島信夫議長**　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○**中島信夫議長**　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○**中島信夫議長**　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○**中島信夫議長**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**中島信夫議長**　日程第６、議案第14号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○**伊利　仁管理者**　ただいま議題となっております議案第14号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について提案の理由を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○**中島信夫議長**　これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○**中島信夫議長**　質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○**中島信夫議長**　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○**中島信夫議長**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎一般質問

○**中島信夫議長**　日程第７、一般質問を行います。

通告者は１人であります。質問を許します。

６番、大山茂議員。

○**６番（大山　茂議員）**　６番、大山です。ただいまより通告に従いまして、水洗便所改造資金貸付基金についての一般質問を行います。

下水道組合の案内、「水洗化で快適な暮らしを」という、こうしたご案内がありますが、この中に「公共下水道が整備されたら必ず水洗化工事を」とあり、また地球温暖化防止についての効果も触れられています。決算書あるいは行政報告書には、この水洗便所改造についての資金貸付基金の設定額6,000万円ということで触れられてありますが、行政報告書などを見ますと、実際に運用されているのはその１割程度であるかと思います。この水洗便所改造資金貸し付けに関して、４点質問いたします。

第１点、この貸付制度の導入の経緯について示してください。

第２点、貸し付けの件数、貸付金の年次的な推移についてお伺いします。

第３点、決算書などによると貸付運用が減少傾向にあるようですが、その要因はどんなところにあるのでしょうか。

第４点、貸し付けの減少傾向が普及促進に影響があるのでしょうか。

以上、４点の質問をいたします。

○**中島信夫議長**　田中事務局長、答弁。

○**田中浅男事務局長**　水洗便所の改造資金貸付基金に関しましてお答えをいたします。

まず、１点目でございますが、貸付金制度導入の経緯につきましてお答えをいたします。この制度につきましては、昭和47年でございますけれども、当時の建設省から水洗便所普及促進要領が定められました。この要領によりますと、普及促進を行うためには基金等を導入いたしまして、その普及を図るといったような要領でございました。したがいまして、当組合といたしましては、当時の建設省のこの普及促進要領にのっとりまして、水洗便所改造資金貸付基金設置条例を昭和51年12月に制定をいたしました。そういたしまして翌年４月から施行いたしまして、現在まで４回の制度改正を行いまして、現在に至っておるところでございます。

次に、２番目でございますが、貸し付けの利用状況につきましてお答えをいたします。制度の施行当初、昭和52年でございますが、昭和52年度につきましては、３件、43万円ございました。その後徐々に利用もふえてまいりまして、平成３年度には51件、1,368万円に達しました。さらに、平成９年度には88件、貸付額につきましては5,794万円の利用をしていただきました。以後、この利用につきましては減少傾向となりまして、平成14年度には貸付額が1,000万円を下回りまして、本年度は、ことしの12月14日現在でございますが、16件、433万円の利用状況でございます。

次に、３点目でございますが、この貸付金の減少の要因につきましてお答えをいたします。要因といたしましては、なかなか判明しがたいところでございますが、一つといたしましては、社会経済情勢による要因が推定されます。とりわけ銀行預金のゼロ金利ですとか低金利等金融状況によることが最も大きな要

素ではないかと推察をいたしております。

次に、これら減少いたしておりますけれども、接続がえ、すなわち公共下水道への影響はいかにということでございますが、こちらにつきましては、過去の昭和52年当時からずっと見ておるわけでございますが、公共下水道を整備した区域におきまして翌年度の接続の状況を見てまいりますと、この貸付金の利用の多寡とこれら下水道の接続がえ、これらの進捗状況には、大きな違いは認められておりません。したがいまして、これらの利用と下水道への影響というのは、そう大きい要因ではないというふうに考えております。

以上でございます。

○中島信夫議長　よろしいですか。

６番、大山茂議員。

○６番（大山　茂議員）　それでは、１点再質問をさせていただきます。

年次別の推移などについては、詳しく説明をいただきました。現実的にごく最近に至ってかなり減少をしていると、この貸し付けですね、これについて利用の促進の方策があるようにもお伺いしております。今後この貸付基金の利用の促進について、もう少し具体的に示していただきたいと思います。

以上、再質問です。

○中島信夫議長　田中事務局長、答弁。

○田中浅男事務局長　お答えをいたします。

基金の利用促進を図るということにつきましては、公共下水道を普及させる手段といたしましては大変有効でございます。しかし、最も重要なことというふうに認識をいたしておりますのは、やはり皆さん方がこの公共下水道に対しまして早くから関心を持っていただくということではないかなというふうに考えております。そのためには、私ども今行っておりますのは受益者負担金ですとか工事の説明会等を毎年地域ごとに実施をさせていただいております。

また、下水道につきまして関心を向けてもらうというふうな意味合いから、蛍の鑑賞会ですとか工事現場、さらにまた下水道の施設の見学会、そして両市で行っておりますが、産業祭等各種のイベントへ下水道組合といたしまして積極的に参加をさせていただいておりまして、下水道に対しますところの関心を深めていただけますよう、この普及活動に努めておるところでございます。

なおまた、貸付金の制度の関係につきましても、制度の見直しも予定をいたしておりまして、明年、来年１月でございますが、一部改正をさせていただきます。改正の事項につきましては、連帯保証人に関するものでございまして、現在連帯保証人につきましては、組合管内でございますので、坂戸市、鶴ヶ島市に住所を有するといったような地域の限定をしておりますが、来年１月からは連帯保証人につきましては、この住所地は問わないことといたしました。これによりまして利用者の向上と、そしてまた公共下水道の一層の普及促進に努める考えでございます。

今後におきましても、この制度の趣旨をいろいろな機会を通じまして広めてまいりますとともに、この制度の改善にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中島信夫議長　よろしいですか。

○６番（大山　茂議員）　はい。

○中島信夫議長　以上をもって一般質問を終結いたします。

◇

◎議長のあいさつ

○中島信夫議長　以上をもって、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご出席いただき、付託されました議案、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等の条例等の一部を改正する条例制定の件をはじめ２件の議案に熱心に審査に努められ、適切なご結論をいただき、厚く御礼申し上げます。

これから本格的な寒さになり、ご健康には十分ご自愛いただきますとともに、両市のますますのご発展と皆様方のご活躍とご健勝を心からご祈念申し上げまして、あいさつといたします。

◇

◎管理者のあいさつ

○中島信夫議長　管理者からごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○伊利　仁管理者　それでは、議長のお許しをいただきましたので、12月定例会閉会に当たりまして御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、早朝より12月定例会にご出席をいただきまして、ご提案申し上げました案件につきまして慎重ご審議を賜り、いずれも原案どおりのご議決というありがたい結果を賜りました。心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今後も引き続き下水道の普及促進、そしてまた施設の安定管理には最大限の注意を払いながらこの任務を遂行していきたい、このように考えておるところであります。師走も大分迫ってまいりました。あちこちでまたインフルエンザの流行の便りも来ておるわけでございますので、議員各位におかれましては、十分にご自愛を賜りまして、来るべき年は輝かしい年をお迎えになりますように心からご祈念申し上げ、御礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告　（午前１０時２３分）

○中島信夫議長　これをもって平成19年12月第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成１９年　　月　　日

議　　長　　中　　島　　信　　夫

署　名　議　員　　加　　藤　　則　　夫

署　名　議　員　　山　　中　　基　　充